

6. 実現化方策

6.1 協働のまちづくり

6.1.1 役割分担

安芸市は、都市計画マスタープランの策定にあたって、「安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査」（平成31年2月20日）を実施しました。これによると、安芸市の定住意向は74.9%と比較的高いものの、少子高齢化が著しく、特に20歳代の市外への流出など若者の安芸市離れが課題となっています。また、地域とのつながりに関する満足度（51.3%）やまちづくりへの協働の姿勢（53.9%）は半数程度です。さらに、積極的なまちづくりへの参加意向は、わずか8.5%と相当な意識の弱まりをみせています。

このような中、安芸市では地域課題を解決するため、地域担当職員制度を拡充したまちづくり懇談会の継続支援、地域おこし協力隊の配置、大学などの連携協定による外部支援の充実、まちづくり活動拠点（公民館・集会所など）の充実、ボランティア協会の活動支援、自主的な防災組織体制の充実を進めています。

市民が身近な暮らしの場からまちづくりに関心を持ち、市民相互の交流や活動機会、自主的・主体的な参加が図れるよう、これら地域コミュニティ組織や事業者、行政が連携し、協働でまちづくりを進めることが、目指すべき将来像を実現するために必要となります。

今後はそれぞれが主体となって、それぞれの役割を果たすことのできる体制づくりを検討し、まちづくりに協働で取り組むこととします。

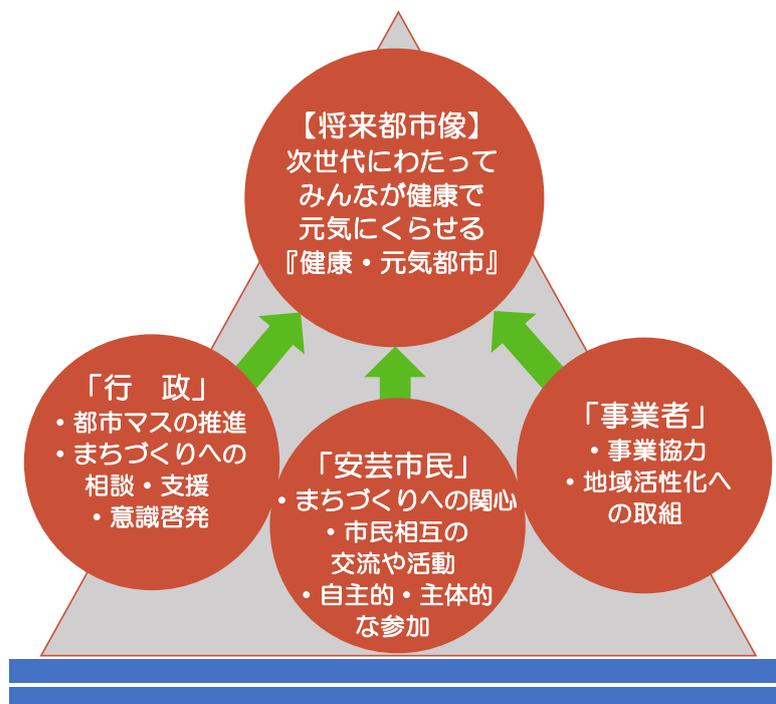


図 6-1 協働のまちづくりの役割分担

6.1.2 推進体制の強化

(1) 協働のまちづくり

市民のまちづくりへの参加意向が少ない安芸市において、安芸市民・事業者・行政等が協働でまちづくりを進めていくためには、全体構想で示された課題や将来像をしっかりと共有し、まちづくりに対する意識の醸成や協働体制の強化を図る必要があります。

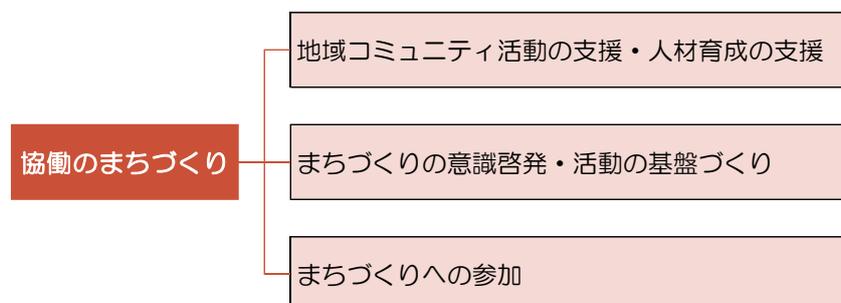


図 6-2 協働のまちづくりの推進

○地域コミュニティ活動の支援・人材育成の支援

地域住民や各種団体等が自主的にまちづくり活動を進めていくためには、まちづくりに係るセミナーなどの開催やワークショップ活動などを通じて、まちづくりに関わる人材育成の支援を図ります。

○まちづくりの意識啓発・活動の基盤づくり

地域の課題を解決し、目指すべきまちづくりを進めるには、地域住民や事業者等の率先した取組が必要です。このため、引き続き広報や広聴の充実を図り、まちづくりの気運を高めます。

また、市民が身近なところからまちづくりに関心を持ち、地域相互の交流や活動機会、自主的な参加が図れるよう公民館・集会所、集落活動センター等の充実や様々なコミュニティ活動支援など、まちづくり活動の基盤づくりに取り組みます。

○まちづくりへの参加の支援

安芸市総合計画及び安芸市都市計画マスタープランのようなまちづくり計画や、公民館や集会所で行われる支え合いの地域づくりなどへの参加機会をより一層推進します。これらの活動をとおして、一緒に話し合う機会を提供し、市民・事業者・行政等が協働でまちづくりに取り組むための体制を強化します。

○まちづくり体制の連携強化

安芸市都市計画マスタープランの策定にあたっては「安芸市都市計画マスタープラン策定委員会」を設置しています。ここでは、学識経験者、県建設業協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、観光協会などのまちづくり関連組織、副市長及び高知県都市計画課、市役所関係各課などの庁内組織など、広い分野のまちづくり関連組織により将来のまちづくりについて検討しました。

今後は、これら横断的なまちづくり体制を活用しつつ、さらなる連携強化を図り、関連組織・関連課と協議・調整のうえ、まちづくりを推進します。

6.2 都市計画マスタープランの運用

6.2.1 まちづくりの方針としての位置づけ

(1) 都市計画の方針としての活用

安芸市都市計画マスタープランは、安芸市の将来都市像を示すとともに、整備課題への対応及び諸施設の計画等を定めた都市づくりの方針と位置づけられます。また、実現に向けての協働のまちづくりの方針として位置づけ、その活用を図ります。

今後は、この安芸市都市計画マスタープランを都市計画の運用や都市整備に向けて、積極的に活用していきます。特に、市の課題である都市計画区域の見直し、今後の都市施設の決定・変更や適切なまちづくりに向けての地区計画の検討などについて、住民意向を勘案しつつ、本計画に基づき検討を図ります。

(2) 地域別のまちづくりの方針としての活用

地域別構想は、安芸市全体構想の整備の方向と整合したまちづくりの方針として編集しています。今後は、この地域別構想を地域の身近な課題解決のための方針として、住民参加を進めながら活用していきます。

6.2.2 進行管理と見直し

(1) 進行管理・評価

全体構想や地域別構想に位置づけた各事業などの進行管理を適正に行う必要があります。特に安芸市においては、市役所の移転、学校統廃合、高規格道路等・安芸西 IC（仮称）・安芸中 IC（仮称）・安芸東 IC（仮称）の整備、新たな交通体系の整備や、防災対策の強化などにより、まちは大きく変貌していきます。

今後は、これらのまちづくりの進捗等を踏まえ、計画見直しの必要性が生じた場合には、柔軟な対応が必要です。この場合、学識経験者、まちづくり組織、市民などから必要に応じ意見を求め、計画の進行管理（PDCA）を実施します。

(2) 都市計画マスタープランの見直し

安芸市都市計画マスタープランの示す都市の姿は、おおむね 20 年後（令和 22 年／2040 年）とし、都市施設などの整備に係る施策はおおむね 10 年（令和 12 年／2030 年）以内を目指しています。計画の推進にあたっては、都市づくりの方針等に基づくまちづくり施策や事業の進捗状況を点検・評価しながら、社会情勢やまちの変化に対応する必要があります。

今後は、まちづくりの進捗状況などを勘案し、概ね 5 年サイクルを基本とした PDCA を取り入れ、施策の見直しを図っていきます。

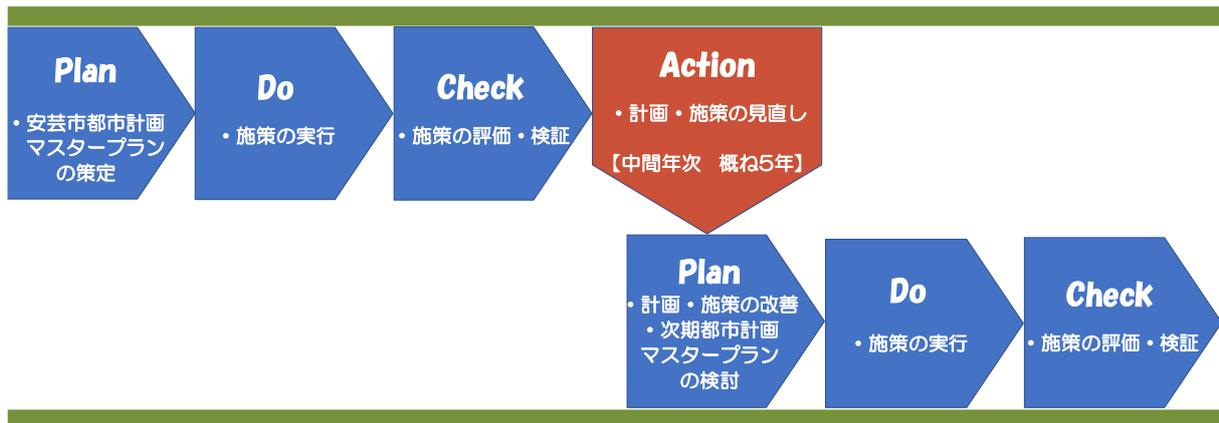


図 6-3 PDCA

6.3 実現の方策

6.3.1 まちづくりの手法

安芸市都市計画マスタープランは、中心市街地の位置する都市計画区域のみならず、中山間地域を含む安芸市全体を対象とした都市の姿を示しています。

安芸市都市計画マスタープランで示す方針を実現する主な手法は、都市計画区域内や中山間地域などに応じて、都市計画法などの規制・誘導による手法や各種事業手法などを活用します。

(1) 白地地域における土地利用の規制・誘導手法

安芸市の都市計画区域は、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域です。安芸市では、これまでに都市計画法に基づく土地区画整理事業などのある程度まとまった地区の面的整備を行ってきており、現在は道路、公園、供給処理施設などの都市施設の整備を進めています。

安芸市では、ゆとりある居住環境や魅力ある景観を維持しつつ、地域の活力が維持できるように、土地利用の規制・誘導手法の活用を検討します。

(2) 中山間地域のまちづくり手法

【安芸市過疎地域自立促進計画（平成28年3月）】

安芸市は過疎地域に指定されています。安芸市では、市の各種計画との整合性を図りながら、中山間地域の交通基盤の維持、改修や基幹産業である農林水産業の振興、少子高齢化対策、健康・福祉のさらなる向上などに総合的かつ計画的に取り組むとともに、協働のまちづくりや市街地部との連携をさらに進めます。

【小さな拠点の形成】

中山間地域では「小さな拠点」等の検討を進め、生活拠点の機能の集約化を図ります。

6.3.2 住民主体のまちづくり手法

地域住民や開発事業者等によるまちづくりの手法として、地区計画制度、都市計画提案制度などがあります。

(1) 地区計画

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」です。

策定主体は安芸市であり、市民と一緒に検討します。

地区計画は、地区の目標と将来像を示す「地区計画の方針」と、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めていきます。

(2) 都市計画提案制度

都市計画法第 21 条の 2 により、土地所有者（土地の所有権・借地権を有する者）等の一定の条件を満たす者は、高知県または安芸市に対し、都市計画の決定、変更を提案することができるようになります。

提案できる都市計画の内容は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）、及び都市再開発方針等に関するものを除くすべてが対象となっています。

(3) 協定を活用したまちづくり

住民意見をまちづくりに反映する仕組みには、都市計画法以外にも、建築基準法に基づく「建築協定」や都市緑地法に基づく「緑地協定」などがあります。

① 建築協定（建築基準法に基づく協定）

建築協定は、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを実現するために、地域の住民が自発的に建築基準法で定められた基準以上のルールを取り決めて、それらを互いに守ることを制度化したものです。

安芸市において建築協定を制定するためには、土地所有者等が建築協定を締結できる旨の条例を定めることが必要です。

協定締結後は、土地所有者が変わってもその後の土地の権利者にも協定の効力が及びます。

② 緑地協定（都市緑地法に基づく協定）

緑地協定は、地域の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意によって緑地の保全等について結ぶ協定です。都市緑地法第 45 条に基づくもので、建築協定と同様、協定締結後に土地所有者が変わってもその後の土地の権利者に対して協定の効力が及びます。

③ まちづくり協定（法律に基づかない協定）

まちづくり協定は、自主的なまちづくりを進めるため、まちづくり推進団体と市町村が締結する任意の協定であり、自治体が定める条例等により協定の効力が発生します。

まちづくり協定に基づき、住民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割のもとで「協働のまちづくり」を進めることにより、住民の多様なニーズへの対応や地区の実情にあったまちづくりが可能になります。

6.3.3 まちづくりの主要事業

今後、全体構想や地域別構想に位置づけた各事業を推進します。

安芸市では喫緊の事業として、市役所の移転、学校統廃合、高規格道路等・安芸西 IC（仮称）・安芸中 IC（仮称）・安芸東 IC（仮称）の整備、新たな交通体系の整備や、防災対策の強化などを進める必要があります。これらの整備を基軸に、今後進めるべき事業を以下に示します。

表 6-1 まちづくりの主要事業

no.	事業案	目標年度		
		短期 (令和2年度～令和6年度)	中期 (令和7年度～令和11年度)	長期 (令和12年度～令和21年度)
1	都市計画マスタープラン	OP：（計画策定 令和元年度） OD：施策の実行 OC：評価・検証 OA：中間年次：計画・施策の見直し OP：計画・施策の改善、新たな都市計画マスタープランの検討	OD：施策の実行 OC：評価・検証 OA：最終年次：計画・施策の見直し OP：計画・施策の改善、新たな都市計画マスタープランの検討	OD：施策の実行 OC：評価・検証 OA：目標年次：計画・施策の見直し OP：（次期計画の策定）
2	立地適正化計画・地域公共交通網形成計画	○都市計画マスタープランの実行計画としての「立地適正化計画」の策定	○「立地適正化計画」の推進	○（次期計画の検討）
3	新市役所建設・統合中学校建設	○市役所建設計画・建設・供用開始（令和5年度） ○市立新統合中学校建設計画・建設・供用開始	○市役所・市立新統合中学校周辺の地区計画の検討	
4	都市計画区域の見直し（県）	○市役所建設、市立新統合中学校と連動した都市計画区域の見直しの検討	○検討結果に応じて都市計画区域の見直し・設定	
5	市役所・中学校の跡地活用検討	○市役所の供用までに跡地利用の検討 ○学校統廃合並びに跡地利用の検討		
6	中心市街地活性化基本計画	○立地適正化計画に基づき「中心市街地活性化基本計画」の見直しの検討・実施	○「中心市街地活性化基本計画」の見直し・実施	○「中心市街地活性化基本計画」の見直し・実施
7	道路整備（「安芸中央インター線」「あき病院球場線」「海岸線」「安芸中IC～県立あき総合病院への）新ルート」）	○道路整備を推進	○道路整備を推進	○道路整備を推進
8	安芸中IC（仮称）南側土地利用検討	○安芸中央インター線の整備に伴う地区計画（治道土地利用）の検討	○検討結果に応じて地区計画に沿った協働のまちづくり	○検討結果に応じて地区計画に沿った協働のまちづくり
9	安芸中IC（仮称）・あき総合病院前駅（仮称）	○あき総合病院前駅（仮称）整備	○安芸中IC（仮称）開通	